

独立行政法人産業技術総合研究所
第3回契約監視委員会 議事概要

1. 日時：平成24年6月25日（月）13：30～16：20
 2. 場所：第2オカモトヤビル7階 第2会議室（虎ノ門1-22-16）
 3. 出席者：加々美委員長、手柴委員、青山委員、大谷委員、内田委員

 4. 議題
 - (1) 前回委員会議事概要の確認
 - (2) 平成23年度契約状況の点検
（一般競争契約、同一メーカー・同一機種 of 異なる事業所での調達及び2ヶ年連続一者応札・応募であった案件）
 - (3) 今後の委員会開催予定

 5. 議事概要
 - 議題(1) 前回委員会議事概要の確認
前回委員会の議事概要について資料2のとおり承認された。

 - 議題(2) 平成23年度契約状況の点検
 - ① 前回到引き続き、一般競争物品等購入契約のうち、製造業者上位2社のうち残り1社14件、物品製造2件、物品賃借2件、工事1件、役務10件及び同一機種 of 異なる事業所での調達4分類10件の点検を行った結果、了承された。
 - ② 2ヶ年連続一者応札・応募であった案件153件中34件（一般競争）の点検を行った結果、了承された。
残り119件中、一般競争13件及び企画競争2件の個別案件ごとの点検は次回の委員会で行う事とされた。
- ① 一般競争契約に係る委員からの主な質問は次のとおり。
 - No.577は6者も入札説明書を取りに来たにも拘らず、スペックが合わないとの理由で1者以外は参加していない。スペックが合わないというのはグレードが違うという事か。
→事業者が想定しているスペックが高いのか低いのかアンケートに理由を記載してもらえば明らかになるが、そこまでの記載はない。
 - 装置購入に当たり、各メーカーの検討をした比較表によって特定のメーカー以外が参入できるか明確になる。その時の技術審査が適切に行

われているかが重要。

→本件は金額的に契約審査委員会の審査案件ではないが、技術審査はユニット長を含めた審査を行っている。

○複数のメーカーから情報を取り寄せても、研究者は特定のメーカーを想定して仕様書を作成している。部外者から「他のメーカーではだめなのか」を確認することが重要。民間では人件費等を含め配布予算の範囲で賄うため安く調達しようとする。安く買ったことに対するインセンティブが必要。

→産総研では、決められた予算内で機器の購入から学会参加費などを賄う必要があり、予算内でのやりくりの権限は現場にある。したがって、安く調達したいという思いは研究者も同じである。

○No.577 とNo.1923 は同じ A メーカーの製品である。同じ研究部門であっても一方は B 代理店、一方は C 代理店のみしか応札していない。

→同じ研究部門であるが、納入場所（事業所）が違う。A メーカーは事業所毎に代理店を区分けしている。価格統制が行われていれば独禁法違反となるが、この範囲であれば違反にならない。

○他のメーカーにおいても A メーカー同様の代理店の区分けがあるか。

→そうであろうと推察される。

○一者応札の低減に向け、メーカー別、地域別等の切り口で、競争となった案件を抽出して検討したい。

○同一メーカー・同一機種・異なる事業での調達において、C グループ案件では値引きが 65%と 40%と大幅な開きがある。65%値引きの実績があるのだから、40%値引のケースでも 65%値引が可能だったのではないか。

→65%値引きの案件について事業者へヒアリングを行ったところ、「海外メーカーの参入が予想されたので値引き率を大きくした」旨の回答を得ている。

○当該案件は競争性の他にも、同時期に 2 台の調達があった効果もあったのではないか。

○アンケートで、入札不参加理由を「スペックが合わなかった」と回答している事業者があるが、その事業者は類似の別案件の入札には参加している。回答が矛盾していないか。

→あくまで推測だが、類似の案件での他社とのそれまでの競争結果から、価格面で勝てないと判断したものの、アンケートでは「スペックが合わなかった」と回答したのではないか。

② 2ヶ年連続一者応札・応募であった案件に係る委員からの主な質問は次のとおり。

○外国雑誌（エルゼビア）を公募から一般競争に契約方式を変えているが、その理由は何か。調達先としてどのような者が想定されたのか。

→代理店の入札参加があり得ると考えて23年度は一般競争としたが、結局自社自身が参加したので代理店は辞退したものと考えている。

○前年度の落札価格は参考にしているのか。各年度の契約金額に変動があるものがあるが、それに見合った内容変更があるという事か。

→前年の価格を調達担当者が確認した上で当該年度の調達を行っている。なお、契約金額の相違理由については仕様内容を確認する必要があるため、次回委員会において、①契約金額に差が生じている理由、②契約相手先が異なる理由、③契約方式が異なる理由を付記した資料を再度提出する。

議題(3) 今後の委員会開催予定

第4回契約監視委員会を、7月後半（現時点では7月27日（金））13：30～16：00に産総研東京本部会議室 経産省別館10階で開催することとした。

以上